

最新の判例をふまえて解説

『定額残業代制度』の適切な設計・運用と紛争を予防する実践的テクニック

開催日：2018年7月5日(木) 13:00～16:45

会場：りそな総合研究所 東京本社セミナールーム

講師：野口&パートナーズ法律事務所 おお うちら あや こ
 パートナー弁護士 **大浦 綾子** 氏

略歴：

2002年司法試験合格、03年京都大学法学部卒業。2004年より、法律事務所にて経営者側の立場で、解雇、残業代、ハラスメント等をめぐる裁判・労働審判等を担当する。2010年からの2年間はマサチューセッツ州ボストン大学ロースクール留学と外資系企業における企業内弁護士(人事部担当)を経験。一貫して経営者の立場で労務関係の予防法務・紛争解決を担当。企業内弁護士として、ハラスメント問題撲滅の取組や不祥事対応を現場で担当した経験をベースに、「合法化」「違法か」のアドバイスにとどまらず、「人事労務的に企業としてどのように行動するべきか」を具体的に提案することを得意とする。緻密かつソフトな語り口で、社内研修やセミナーの講師としての依頼も多い。

特色

企業が残業削減に取り組む際には、残業が減ることによる社員の収入減を手当することも考えなければなりません。その一つの方法が「月 時間分の残業代は、残業時間がそれを下回ったとしても、定額で支払う」という定額残業代制度の導入です。

本セミナーでは、最新裁判例をふまえた制度設計・運用のポイント、スムーズな制度導入に向けた手続きの進め方を、実務に即生かせる形で解説します。

カリキュラム

録音・録画はご遠慮下さい。

1. 定額残業代とは

2. 「定額残業代制度」の有効性が問題となる場面とは？

- (1) 労基署の監督対象となった場合
- (2) 社員と何らかのトラブルになった場合
- (3) 定額残業代制度が無効になるとどうなるか？

3. 定額残業代の正しい設計方法

- (1) 裁判例にもバラツキがある
- (2) 定額残業代の金額の區別
- (3) 支給対象の時間数
- (4) 別途精算する旨の合意
- (5) 実質的にも残業代としての性質を有していること
- (6) 36協定の限度時間との関係
- (7) 過労死基準との関係
- (8) 通常の賃金と定額残業代の比率

- (9) 賃金規程
- (10) 説明・同意
- (11) 手当の名称

4. 定額残業代を導入するための手続

- (1) 労働条件の不利益変更にならないか
- (2) 不利益変更になる場合の個別同意のとりかた

5. 求人票作成上の留意点

6. 見直される定額残業代

- (1) 国家的施策としての労働時間削減
- (2) 労働時間削減がすすまない原因は残業代にある
- (3) 切り札となる定額残業代
- (4) 裁量労働制の代替としての定額残業代

参加申込書 (*個人情報の取扱いに関して「私は貴社の個人情報に関する利用目的を確認、同意の上、申込みをします」) 受講料：会員...19,440円 一般...27,000円
 (参加者1名様、消費税等・テキスト代を含む)

7/5(木) 『定額残業代制度』の適切な設計・運用と紛争を予防する実践的テクニック【FAX .03-3699-6629・6729 りそな総合研究所 行】

貴社名				区分	MS・会員・一般	会員番号		
受講票送付先	〒	連絡担当者	部署・役職					
			ふりがな					
業種(具体的に記入してください)			氏名					
			E-Mail					
TEL	()	FAX	()	取引店	支店			
参加者 ()内にふりがなをご記入ください。	氏名	()	部署	役職				
	氏名	()	部署	役職				
	氏名	()	部署	役職				
当社使用欄	替 / 振 (会・個)	入力日 /	発送日 /	受講料	円	作成日 /	発送日 /	同・別

会員の方：入会時にご選択いただきました「口座振替」あるいは「お振込み」のどちらかのお支払い方法になります。[お問い合わせ先]
 一般の方：受講票とともにご請求書をお送りいたします(原則)。セミナー開催前日までにお振込みください。03-5653-3951
 *キャンセルはセミナー開催前営業日の17時までにご連絡ください。それ以降のキャンセルは、受講料全額をいただきます。なお、参加申込みが少数の場合や講師の病気等により、開催を中止させていただく場合があります。 研修担当(印)